

尾張旭市監査公表第 33 号

令和 7 年 2 月 26 日付け尾張旭市監査公表第 16 号をもって公表した定例監査結果報告について、令和 7 年 4 月 4 日付け 7 消総第 7 号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 4 月 30 日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

消防本部消防総務課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
消防本部・消防署の敷地において、市長から行政財産目的外使用の許可（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 238 条の 4 第 7 項に規定される許可をいう。）を得ていない電話線及び防犯灯の存在を確認した。 この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第 238 条第 4 項）ものとされているところ、同課は、電話線及び防犯灯の設置者による行政財産の目的外使用に気付かずに行ったことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。	電話線については、令和 7 年 4 月 1 日付けで行政財産目的外使用許可申請書の提出を受け、同年 4 月 1 日付けでの行政財産の目的外使用の許可を行った。 防犯灯については、「施設敷地内等に設置されている防犯灯について（照会）」（令和 7 年 1 月 31 日付け 6 市活号外市民活動課長発出）に記載の是正内容に従い、市民活動課と連携の上、防犯灯設置者に行政財産目的外使用許可申請書の提出を依頼する。 また、消防本部敷地内について、電柱等に許可を得ていない共架物がないかを定期的に確認し、再発防止に努める。
物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成 25 年尾張旭市規則第 3 号。以下「物品管理規則」という。）第 23 条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和 5 年度は一部のものにしか実施していなかった。また、備品のうち 5 点は所在が分からなかった。さらに、物品管理規則第 9 条に規定する備品ラベルが付されていない備品が散見された。 物品管理事務を適切に実施されたい。	全ての備品の所在及び備品ラベルの貼付状況を確認し、既に廃棄された備品については廃棄手続を行うとともに、備品ラベルが貼り付けられていない、又は棄損等を確認した備品については、備品ラベルを貼付する。 今後は、毎年、使用中の物品及び備品台帳の検査を実施する。

尾張旭市契約規則（昭和５３年尾張旭市規則第１９号。以下「契約規則」という。）第２８条第１項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。しかしながら、富士通ＩＰ－ＰａｔｈｆｉｎｄｅｒＳ交換機保守及び自家用電気工作物の保安全管理業務の契約書には、同項第４号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。 契約事務を適切に実施されたい。	尾張旭市契約規則に定める契約書に記載しなければならない事項について課内で周知徹底を図った。 今後は、契約書の記載事項について、複数名で確認を行うことで、再発防止に努める。
法第２３１条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、地域消防防災施設の行政財産目的外使用に係る使用料について、調定を決議することなく、令和６年６月６日に納入の通知をしていた。 適時適切に調定を決議されたい。	当該事案に関して、速やかに調定決議を実施した。 今後は、納入通知に関する決裁行為に併せて、調定決議書を作成する業務手順とし、当該手順について、課内で周知徹底を行った。
消防本部敷地内剪定委託業務は、契約の相手方が尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されていないにもかかわらず、「令第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」（契約規則第３２条第３号）に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。 契約事務を適切に実施されたい。	尾張旭市契約規則における契約保証金の免除に関する規定内容について、課内で周知徹底を図り、当該規則第３２条第３号とする場合は、尾張旭市入札参加者名簿の登録状況が分かる書類を契約締結に関する決裁書類に添付し、複数名で確認することで、再発防止に努める。
消防本部敷地内剪定委託業務では、一者との随意契約とすることとし、令和６年７月２２日付けで見積書徴取の決裁を受けていた。しかしながら、見積依頼者所定の発注票を同月４日付けで既に同者に送付していた。 契約事務を適切に実施されたい。	契約事務の手順について、改めて課内で周知徹底を図った。 今後は、発注票を送付する際は、送付前に複数名で確認することで、再発防止に努める。
非常用自家発電設備保守委託及び消防庁舎側溝修繕において、受託者に請書を提出させたが、委託・修繕内容について「別	請書受領時には、仕様書等の添付書類の確認を複数名で行うことで、再発防止に努める。

紙のとおり」と記載があるものの、同書には別紙が添付されていなかった。 契約事務を適切に実施されたい。	
本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第 25 条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、救命支援システム利用契約業務は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。 ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。	総務課へ速やかに依頼し、公表を行った。 今後は、総務課への依頼までを複数名で確認することで、再発防止に努める。